

令和5年小樽市議会第4回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

- 議案1 令和5年度小樽市一般会計補正予算
- 議案2 令和5年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案3 令和5年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
- 議案4 令和5年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案5 令和5年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案6 令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案7 令和5年度小樽市水道事業会計補正予算
- 議案8 令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案9 小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案

庁内を横断した総合的な政策形成機能を強化するとともに、市民との協働や民間事業者等との連携を強化することを目的として、総合政策部を新設するもの
《改正内容》

① 総合政策部の新設

政策担当部門である「企画政策室」と自治体DXを進める「デジタル推進室」を総務部から移管するとともに、北海製罐旧第3倉庫の活用など民間と連携したプロジェクトに関する業務等を企画政策室から、ふるさと納税に関する業務を産業港湾部から、地域公共交通に関する業務を建設部から、それぞれ移管し、「官民連携室」を新設する。

<分掌事務>

- ア 市政の総合企画についてのこと。
- イ 統計についてのこと。
- ウ 民間事業者等との連携についてのこと。
- エ デジタル化、情報システム及び事務改善についてのこと。

② 関係条例の整備

上記①の改正に伴い、次の条例について、審議会等の庶務を行う部の名称を「総務部」から「総合政策部」に変更する。

- ア 小樽市総合的な計画の策定等に関する条例（小樽市総合計画審議会）
- イ 小樽市自治基本条例検討委員会条例（小樽市自治基本条例検討委員会）

施行期日 令和6年4月1日

議案10 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職（市長、副市長及び教育長並びに病院事業管理者）の期末手当の支給割合を引き上げるもの

《令和5年人事院勧告による期末手当・勤勉手当の支給割合の引上げ》（単位：月分）

令和5年度 (現行)	6月			12月			合計
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	
正規職員	1.200	1.000	2.20	1.200	1.000	2.20	4.40
暫定再任用	0.675	0.475	1.15	0.675	0.475	1.15	2.30
令和5年度 (改定後)	6月			12月			合計
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	
正規職員	1.200	1.000	2.20	1.250	1.050	2.30	4.50
暫定再任用	0.675	0.475	1.15	0.700	0.500	1.20	2.35
令和6年度 以降	6月			12月			合計
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	
正規職員	1.2250	1.0250	2.250	1.2250	1.0250	2.250	4.50
暫定再任用	0.6875	0.4875	1.175	0.6875	0.4875	1.175	2.35

《改正内容》

① 小樽市職員給与条例の一部改正（正規職員関係）

ア 給料月額を引き上げる（平均改定率1.1%）とともに、上記の表のとおり期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げる。

イ 令和6年度から期末手当及び勤勉手当の支給割合を、上記の表のとおり均等化する。

② 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正（暫定再任用職員関係）

ア 給料月額を引き上げる（暫定再任用職員（フルタイム）：215,200円→216,200円、暫定再任用短時間勤務職員：137,600円→148,400円）とともに、上記の表のとおり期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げる。

イ 令和6年度から期末手当及び勤勉手当の支給割合を、上記の表のとおり均等化する。

③ 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部改正（市長、副市長及び教育長関係）

ア 12月の期末手当（職員の勤勉手当相当分が含まれているもの）の支給割合を2.20月分から0.10月分引き上げ、2.30月分とする（在職期間が6か月に満たない場合の支給割合も引上げ）。

イ 令和6年度から期末手当の支給割合を、6月、12月ともに、2.25月分に均等化する（在職期間が6か月に満たない場合の支給割合も均等化）。

④ 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（病院事業管理者関係）

ア 12月の期末手当（職員の勤勉手当相当分が含まれているもの）の支給割合を2.20月分から0.10月分引き上げ、2.30月分とする（在職期間が6か月に満たない場合の支給割合も引上げ）。

イ 令和6年度から期末手当の支給割合を、6月、12月ともに、2.25月分に均等化する（在職期間が6か月に満たない場合の支給割合も均等化）。

施行期日 上記各ア（令和5年度実施分（4月1日遡及分））については、公布の日

上記各イ（令和6年度実施分）については、令和6年4月1日

議案11 小樽市旅費条例の一部を改正する条例案

新たに採用された職員に係る赴任旅費の支給対象を明確にするとともに、所要の改正（文言整理）を行うもの

《改正内容》

赴任旅費の支給対象である「新たに採用された職員」について、実態に合わせ、割愛採用者等（本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者その他市長が定める職員）に限定する。

施行期日 公布の日

議案12 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

放課後児童クラブの利用手数料を無償化するもの

施行期日 令和6年4月1日

議案13 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）の一部改正（令和5年9月15日公布、同月16日施行等）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用させるもの

《基準府令の改正内容》

「認定こども園法」の改正に伴う引用条項の変更、文言整理等

施行期日 公布の日

議案14 小樽市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

子ども医療費助成の対象範囲を18歳までの通院及び入院に拡大するもの

区分	就学前	小学生	中学生	高校生等*
通院	現行（小学生まで）		今回拡大	
入院	現行（中学生まで）			今回拡大

※高校生等…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

施行期日 令和6年8月1日（受給者証の交付などの準備行為は、公布の日）

議案15 小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例の一部を改正する条例案

産業廃棄物最終処分場の処理能力の変更に伴い、埋立処分の規模を拡大（「616万7,000立方メートル」→「671万7,770立方メートル」）するとともに、所要の改正（文言整理）を行うもの

施行期日 公布の日

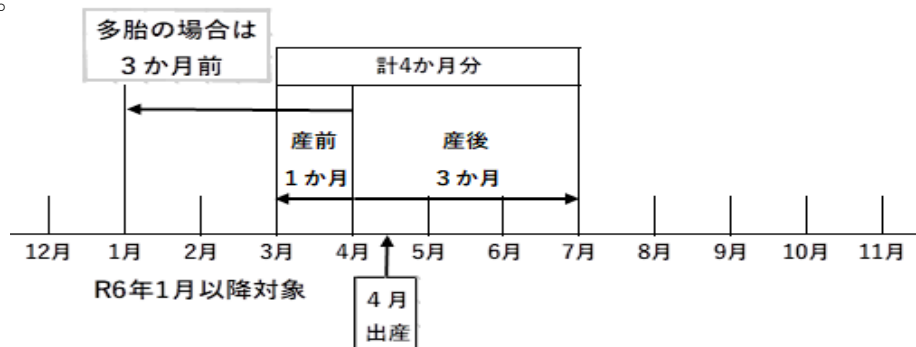
議案16 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国民健康保険法施行令の一部改正（令和5年7月20日公布、令和6年1月1日施行）に伴い、出産予定の被保険者等に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料の減額措置を講ずるとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 出産被保険者の保険料の減額

世帯に出産被保険者（出産予定の被保険者又は出産した被保険者）がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額のうち当該出産被保険者に係る分を、当該出産被保険者の出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間（多胎妊娠の場合は、6か月間）分、減額する。



② 出産被保険者に関する届出規定の新設

出産被保険者の保険料の減額を受ける際に必要な事項の届出に係る規定の新設

③ 所要の改正

法改正に伴う引用条項の追加及び変更並びに文言整理

施行期日 令和6年1月1日

議案17 小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案

小樽港における物流空間と交流空間の効果的なすみ分けを図る目的で、物流空間における構築可能な便益施設を限定するとともに、交流空間におけるにぎわい創出に資する規制緩和を行うほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 商港区、工業港区及び漁港区において構築可能な便益施設を限定

物流の効率化や港湾業務の安全性の確保に資するため、構築可能な飲食・物販に関する店舗については、弁当販売店などの持ち帰り・配達飲食サービス業を営む店舗と、コンビニエンスストア及びホームセンター並びにこれらに類するものに限定する。

② マリーナ港区及び修景厚生港区の規制を緩和

地域住民や観光客のためのにぎわい空間を創出し、これらの港区を交流拠点ゾーンとするため、飲食店及び物販店並びにこれらの附帯施設について「港湾施設等に従事する者及びその利用者のための」という制限を外すとともに、床面積の要件を1,000平方メートル以下から1万平方メートル以下に緩和するほか、旅館及びホテル並びにこれらの附帯施設を構築可能な施設として追加する。

③ 所要の改正

修景厚生港区において、港湾法の一部改正によって新たに港湾施設とされた、港湾情報提供施設（港湾の利用に関する情報を提供する案内施設など）を構築可能な施設として追加する。

施行期日 令和6年4月1日

議案18 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和5年5月31日公布、令和6年1月1日施行）に伴い、蓄電池設備に係る基準等を見直すとともに、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離を設定するほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 蓄電池設備に係る設置基準等の見直し

ア 規制対象の指定に係る単位を「アンペアアワー・セル」から「キロワット時」に変更するとともに、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので消防庁長官が別に定める出火防止措置が講じられたものを規制の対象外とするほか、耐酸性の床上等に設けることを要する蓄電池設備について、開放形鉛蓄電池に限定する。

イ 屋外に設ける蓄電池設備について、キュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられたきょう体に収めれば足りることとするとともに、消防庁長官が別に定める延焼防止措置が講じられたものは、建築物から3メートルの離隔距離を保つことを不要とする。

ウ 蓄電池容量が20キロワット時以下のものについては、設置の届出を不要とする。

② 固体燃料を使用した火気設備の離隔距離の設定

炭火焼き器の使用時における離隔距離を設定する。

③ 所要の改正

変電設備の基準に関する所要の見直し及び文言整理

施行期日 令和6年1月1日

議案19 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市堺町観光バス駐車場の指定管理者として、協和総合管理株式会社を指定するもの
指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

※ 選考方法 公募

議案20 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市銭函パークゴルフ場の指定管理者として、引き続きマルミプラス株式会社を指定するもの

指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 21,159千円（3年）

議案21 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市夜間急病センターの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽市医師会を指定するもの

指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 188,893千円（1年）

報告 1 専決処分報告

令和5年度小樽市一般会計補正予算において、クラスター対策事業費に係る予算を措置するため、令和5年10月13日に専決処分したもの

報告 2 専決処分報告

令和5年度小樽市一般会計補正予算において、空調設備整備事業費及び周産期医療支援事業費補助金に係る予算を措置するため、令和5年11月17日に専決処分したもの

(報 告)

・ 専決処分報告

令和5年10月23日に発生した小樽市役所構内駐車場における建設部の公用車による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年11月17日に専決処分したもの

賠償額 9万9,682円(車両修理費等)

発生場所 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所構内駐車場

・ 専決処分報告

令和5年10月4日に発生した保健所の公用車による石堀の損傷事故に係る損害賠償について、同年11月21日に専決処分したもの

賠償額 5万5,200円(石堀補修費)

発生場所 小樽市張碓町266番地8

・ 専決処分報告

令和5年7月21日に発生した市立西陵中学校の体育授業中における車両損傷事故に係る損害賠償について、同年11月22日に専決処分したもの

賠償額 12万7,912円(車両修理費等)

発生場所 小樽市富岡2丁目26番1号 市立西陵中学校駐車場

・ 専決処分報告

令和5年8月30日に発生した市立朝里小学校の草刈用防護柵の転倒による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年11月22日に専決処分したもの

賠償額 11万825円(車両修理費等)

発生場所 小樽市新光2丁目6番5号 朝里郵便局敷地内

(追加予定議案)

・ 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和5年12月上旬公布予定、令和6年3月1日施行等）に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を新設するとともに、戸籍謄本等の広域交付など既存の戸籍関係手数料に係る対象事務を追加するほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 手数料の新設

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号発行手数料の新設
戸籍…1件につき400円 除籍…1件につき700円

② 現行の戸籍手数料を徴収する事務の追加

- ア 広域交付による戸籍（除籍）謄本等の交付事務
- イ 届書等情報の内容に係る証明書の交付事務
- ウ 届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務

③ 所要の改正

手数料の名称変更（「戸籍手数料」→「戸籍謄本等交付手数料」等）、手数料の順序の入替え（政令の順序に合わせる。）及び文言整理

施行期日 令和6年3月1日

※ 条例案については、一部改正政令が公布され次第、提案の予定です。

・ 小樽市公平委員会委員の選任について

小笠原 眞結美 氏 令和5年12月31日任期満了

・ 人権擁護委員候補者の推薦について

高 橋 房 子 氏 令和6年3月31日任期満了

加 藤 孝 憲 氏 //

西 尾 弘 美 氏 //

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。